

【海区漁場計画の素案】
1 漁業権に関する事項
区画漁業権（8件）

漁場計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
		区域	基点	点						
北区計 第 1142 号	長崎県 佐世保市 黒島町 瀬ゲノハエ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 佐世保市黒島町串ノ浜大石標識 2 同市同町瀬ゲノハエ大石標識 3 同市同町うげの鼻標識	イ 1から330度 140メートルのところ ロ 1から330度 535メートルのところ ハ 3から330度 350メートルのところ ニ 3から330度 50メートルのところ ホ 2から330度 170メートルのところ ヘ 2から330度 70メートルのところ	第1種くろまぐろ小 割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和3年9月11 日から令和5年 8月31日まで	団体漁業権	佐世保市 黒島町	1. 漁業権者は、外国 漁船により漁獲された くろまぐろを養殖用種 苗としないことを誓約す る書面を当該漁業を営 む者に提出させ、これ に反した場合は、その 者の行使を停止させな ければならない。 2. 当該漁業権に係る 漁場の区域において設 置する養殖の用に供す る生簀は、45メートル ×50メートルの方形生 簀8台、45メートル×4 0メートルの方形生簀5 台、30メートル×30 メートルの方形生簀3 台の規模を超えてはな らない。ただし、経営上 必要な場合は、生簀の 総面積が29,700平 方メートルを超えない 範囲内で、生簀の形 状、規格又は台数を変 更することは差し支え ない。 3. 当該漁業権に係る 区画漁業で用いられる 養殖用種苗のうち、1 年当たりの天然種苗の 活込尾数は、11,485 尾を超えてはならな い。 4. 人工種苗を活込ん ではならない。ただし、 天然種苗が確保でき ず、かつ、経営に支障 が出る等のやむを得な い理由があり、生簀に よって天然種苗と明確 に区別できると判断さ れ、知事が認めた場合 はこの限りではない。 5. ハの点に夜間標識 灯を設置しなければならない。

漁場計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
		区域	基点	点						
北区計 第 1143 号	長崎県 佐世保市 黒島町 瀬ゲノハエ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各 直線によって囲まれた区 域	1 佐世保市黒島町串ノ浜岩脈標識 2 同市同町串ノ浜大石標識	イ 1から330度 70メートルのところ ロ 1から330度 470メートルのところ ハ 2から330度 535メートルのところ ニ 2から330度 140メートルのところ	第1種くろまぐろ小 割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和3年9月11 日から令和5年 8月31日まで	団体漁業権	佐世保市 黒島町	1. 漁業権者は、外国 漁船により漁獲された くろまぐろを養殖用種 苗としないことを誓約す る書面を当該漁業を営 む者に提出させ、これ に反した場合は、その 者の行使を停止させな ければならない。 2. 当該漁業権に係る 漁場の区域において設 置する養殖の用に供す る生簀は、その総面積 が3,500平方メートル を超えてはならない。 3. 免許番号の異なる 別の区画漁業権漁場 から当該区画漁業権漁 場に移動させた天然種 苗(移送分)を含め、天 然種苗を活け込んで はならない。 4. ロの点に夜間標識 灯を設置しなければならない。
北区計 第 3120 号	長崎県 佐世保市 小佐々町 臼ノ浦 高崎山 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各 直線によって囲まれた区 域	1 佐世保市小佐々町臼ノ浦高崎護岸標識A 2 同市同町臼ノ浦高崎海岸標識B (1から南方海岸沿いに40メートルのところ)	イ 1から251度 30メートルのところ ロ 1から251度 70メートルのところ ハ 2から251度 85メートルのところ ニ 2から251度 45メートルのところ	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和3年9月11 日から令和5年 8月31日まで	個別漁業権	-	

漁場計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
		区域	基点	点						
北区計 第 3121 号	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 永の島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 佐世保市小佐々町西川内永の島黒ハエ浦鼻 突端標識 2 同市同町西川内永の島南東鼻突端標識 3 同市浅子町上檜木島北端標識 4 同市同町トコイ島北端標識	イ 1と4を結ぶ直線上 1から70メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上 2から70メートルのところ	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和3年9月11 日から令和5年 8月31日まで	個別漁業権	-	
北区計 第 3122 号	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 三日月崎 地先	次の1、イ、2の各点を順 次結んだ各直線と最高高 潮時海岸線によって囲ま れた区域	1 佐世保市小佐々町西川内志多崎東南端標識 2 同市同町西川内三日月西浦南東端標識 3 同市同町西川内長崎山西岸シロシゲ鼻標識	イ 2と3を結ぶ直線上 2から85メートルのところ	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和3年9月11 日から令和5年 8月31日まで	個別漁業権	-	

漁場計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
		区域	基点	点						
北区計 第 3123 号	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 大島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各 直線によって囲まれた区 域	1 佐世保市鹿町町九十九島大島北西岸小岩標 識 2 同市同町九十九島大島なめら小松標識 3 同市同町九十九島中キナギ島南東岸中の入 り江立岩標識 4 同市同町九十九島上キナギ島南端	イ 1と3を結ぶ直線上 1から40メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上 1から80メートルのところ ハ 2と4を結ぶ直線上 2から60メートルのところ ニ 2と4を結ぶ直線上 2から20メートルのところ	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和3年9月11 日から令和5年 8月31日まで	個別漁業権	-	
北区計 第 1505 号	長崎県 松浦市 鷹島町 原免 於手石鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各 直線によって囲まれた区 域	1 松浦市鷹島町原免於手石鼻北岸標識 2 同市同町同免於手石鼻南岸標識	イ 1から52度 295メートルのところ ロ 1から52度 770メートルのところ ハ 2から73度 950メートルのところ ニ 2から73度 455メートルのところ	第1種 魚類小割式 養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和3年9月11 日から令和5年 8月31日まで	団体漁業権	松浦市 鷹島町 船唐津免 里免 原免 中通免 三里免 神崎免 阿翁免	

漁場計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
		区域	基点	点						
北区計 第 3502 号	長崎県 平戸市 木場町 黒島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各 直線によって囲まれた区 域	1 平戸市木場町黒島南海岸東標識 2 同市同町黒島南海岸西標識	イ 1から156度 110メートルのところ ロ 1から156度 250メートルのところ ハ 2から156度 275メートルのところ ニ 2から156度 135メートルのところ	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和3年9月11 日から令和5年 8月31日まで	個別漁業権	-	

2 保全沿岸漁場に関する事項 なし